

R2建設業協会での週休2日の取組

現在、建設業界では、就業者の高齢化や若年層の早期離職など、将来の担い手の確保が大きな課題となっています。建設業の担い手確保・育成に向けては、就業者の処遇改善や休日の確保等の働き方改革を進めることが重要です。

特に、週休2日の実現は、建設業界が魅力的な職場となり、若年者をはじめとした担い手の確保につながるためにも不可欠です。

○埼玉県内統一の土曜一斉休工

令和2年
 9月19日(土)
 9月26日(土)
 10月10日(土)
 10月24日(土)
 11月14日(土)
 11月21日(土)

埼玉県内の公共工事を
 一斉に休みます！

～県内統一の“土曜一斉休工”～

建設業界の週休2日に対する意識向上や働き方改革推進の一つとして、関係団体連携して県内の公共工事を一斉休工する取り組みを行います。

実施日

※ 祝日を含めて連休となるような土・日を含めて実施します。

令和2年

9月19日(土)、9月26日(土)、
 10月10日(土)、10月24日(土)、
 11月14日(土)、11月21日(土)

建設業は、地域の守り手として社会を支える重要な産業です。希望と魅力のある建設業の実現目指して、埼玉県内の公共工事を一斉に休工する試行を行います。(緊急工事などは除きます)

埼玉県i-Construction推進連絡会(幹事会)

- 国土交通省関東地方整備局
- 利根川上流河川事務所、荒川上流河川事務所、二瀬ダム管理所、荒川調整池工事事務所、大宮国道事務所、北首都国道事務所
- 埼玉県
- さいたま市
- (一社)埼玉県建設業協会

(一社)埼玉県建設業協会、埼玉県、さいたま市及び関東地方整備局では、建設業界の週休2日に対する意識の向上を図ることを目的に、公共工事の一斉休工の取組を実施しています。

○茨城県内公共工事一斉休工

毎月第2・4
 土曜日
 令和2年4月～
 令和3年3月

(一社)茨城県建設業協会では、「働き方変える建設業」として県内公共工事一斉休工日(毎月第2・4土曜日)を実施しており、週休2日への取組を行っています。